

水質汚濁防止法の届出のてびき

船橋市環境部環境保全課

(令和3年3月)

水質汚濁防止法の概要

(1) 目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 排出水の排出規制

特定施設を設置している事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水（排水）には排水基準が定められています。

(3) 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの（特定地下浸透水）は地下への有害物質の浸透が禁止されています。

(4) 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水（雑排水、雨水を含む。）を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられます。

- ① 特定施設に係る届出 ※（5）参照
- ② 排水基準等の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止
- ③ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守
- ④ 事故時の措置
- ⑤ 排水及び特定浸透水の汚染状態の測定等
- ⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検及びその記録の保存。

(5) 届出一覧

水質汚濁防止法に係る届出の一覧を以下のとおりです。届出書様式は船橋市ホームページよりダウンロードできます。

また、届出書の提出は環境保全課窓口にて2部（正本、副本）ご持参ください。

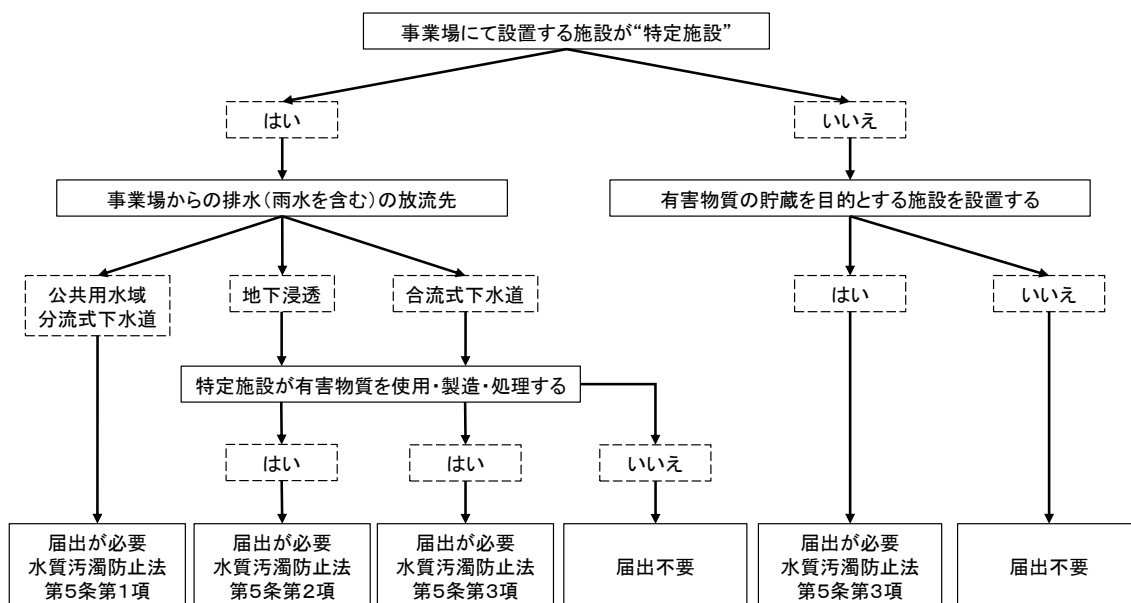
船橋市環境保全条例についても同様の届出がございますので、詳しくは環境保全課までお問い合わせ下さい。

届出書	届出の契機	期限
設置 (第5条第1項、第2項、第3項)	特定施設を新設する場合	工事着手予定日の 60日前
	有害物質(※1)使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を新設する場合	
使用 (第6条第1項)	届出対象ではなかった施設が特定施設等に指定された際に、現にその施設を設置している場合	特定施設等となった日から30日以内
構造等変更 (第7条)	特定施設等の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統、特定地下浸透水の浸透の方法、貯蔵される有害物質の搬入及び搬出の系統を変更する場合	工事着手予定日の 60日前
氏名等変更 (第10条)	届出に係る氏名、名称、住所、代表者の変更があった場合	変更の日から 30日以内
使用廃止 (第10条)	特定施設の使用を廃止した場合	廃止の日から 30日以内
承継 (第11条)	特定施設の届出をしていた者から、当該特定施設を承継した場合	承継の日から 30日以内
汚濁負荷量測定手法 (第14条)	指定地域(※2)内の特定事業場で1日当たりの平均排水量が50m ³ 以上の場合	汚濁負荷量の測定事務が生じる前日まで
事故時の措置に係る届出書 (第14条の2)	特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が公共用水域へ流出又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故発生後速やかに

(※1) 法施行令第2条に定める物質（添付資料参照）

(※2) 法第4条の2第1項及び施行令第4条の2に定める地域（添付資料参照）

※排水規制の詳細や届出の記載等につきましては千葉県水質保全課ホームページに掲載されております“水質汚濁防止法の手引き（濃度規制編）及び（総量規制編）”をご一読ください。



※届出要否のフローとなりますが、詳しくは環境保全課までお問い合わせ下さい。

(6) 罰則等

適用	罰則	
計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は	第30条
地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合	100万円以下の罰金	
排水基準に違反した場合	6か月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第31条
緊急時の措置命令に違反した場合		
事故時の応急措置命令に違反した場合	3か月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	第32条
特定施設の届出（設置、構造等変更及び使用）をしなかったり、虚偽の届出をした場合		
工事の実施制限期間に違反した場合	30万円以下の罰金	第33条
排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果について、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
指定地域内事業場であって、汚濁負荷量の測定結果について、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避した場合	10万円以下の過料	第35条
届出（氏名等の変更、使用廃止、承継、汚濁負荷量の測定手法）をしなかったり、虚偽の届出をした場合		

参考資料

- ・ 特定施設一覧
- ・ 有害物質一覧
- ・ 指定地域一覧（東京湾総量削減計画、湖沼水質保全特別措置法）
- ・ 届出の概要
- ・ 届出添付資料一覧
- ・ 施設の構造基準等の確認表（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>

番号	特定施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

番号	特定施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮確設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

番号	特定施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

番号	特定施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

番号	特定施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機機器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設〔水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。〕、工業用水道施設〔工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。〕又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。の)施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設〔66に含まれる洗浄・酸処理施設等は、65による届出を必要としない。〕
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業〔旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。をいう。の)用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場〔学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。〕に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

番号	特定施設
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のはか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けての客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院〔医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。〕で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場〔卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。〕(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。〕

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

番号	特定施設	
70の2	自動車特定整備事業〔道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。〕の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の:事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	<p>に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。〕が設置するもの</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(注2)</p>
71	自動式車両洗浄施設	
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって(注1)、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の3	一般廃棄物処理施設〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。〕である焼却施設	71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの。 イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(注2)であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者〔廃棄物の処理及び清掃	72 し尿処理施設〔建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。〕
		73 下水道終末処理施設
		74 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

その他の届出・規制対象施設

東京湾流域内に設置されるものに限る

指定地域特定施設	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
----------	--

印旛沼流域内に設置されるものに限る

みなし病院施設	病院〔医療法(昭和23年法律第205(みなし病院号)第1条の5第1項に規定するもの施設)をいう〕で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
みなし浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

特定施設一覧（法施行令第1条、別表第1）

（注1）水質汚濁防止法施行令別表第1のうち、71号の2で規定する、科学技術に関する研究等を行う事業場

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物検疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

（注2）水質汚濁防止法施行令別表第1のうち、71号の4で規定する産業廃棄物処理施設

1. 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの（第1号）
2. 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積2m²以上のもの。（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第3号）
3. 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの。（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（第4号）
4. 廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積2m²以上のもの。（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第5号）
5. 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの（第6号）
6. 廃プラスチック類（PCB汚染物であるものを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積2m²以上のもの。（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第8号）
7. 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設。（第11号）
8. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設。（第12号）
9. 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設。（第12号の2）
10. PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設。（第13号）

有害物質一覧

有害物質	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機りん化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	ひ素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1・2-ジクロロエタン
14	1・1-ジクロロエチレン
15	1・2-ジクロロエチレン
16	1・1・1-トリクロロエタン
17	1・1・2-トリクロロエタン
18	1・3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1・4-ジオキサン

指定地域一覧（東京湾総量削減計画）

あ	旭町	さ	潮見町	は	日の出1～2丁目
	旭町1～6丁目		芝山1～7丁目		藤原1～8丁目
	東町		新高根1、2、6丁目		二子町
	市場1～5丁目	た	駿河台1～2丁目	ま	本郷町
	印内1～3丁目		高瀬町		本町1～7丁目
	印内町		高根町		前貝塚町
か	海神1～6丁目		滝台1～2丁目		前原西1～8丁目
	海神町2～3丁目		滝台町		前原東1～6丁目
	海神町西1丁目		田喜野井1～7丁目		馬込町
	海神町東1丁目	な	馬込西1～3丁目		
	海神町南1丁目		中野木1～2丁目	丸山1～5丁目	
	葛飾町2丁目		夏見1～7丁目	緑台1～2丁目	
	金杉1～9丁目		夏見台1～6丁目	湊町1～3丁目	
	金杉台1～2丁目		夏見町1～2丁目	南海神1～2丁目	
	金杉町		七林町	南本町	
	上山町1～3丁目		習志野2、4、5丁目	三山1～9丁目	
	北本町1～2丁目		西浦1～3丁目	宮本1～9丁目	
	行田1～3丁目		西習志野1～4丁目	本中山1～7丁目	
	行田町		西船1～7丁目	や	薬園台町1丁目
	古作1～4丁目	二宮1～2丁目	薬円台1、2、5、6丁目		
	古作町	は	飯山満町1～3丁目		山手1～3丁目
	米ヶ崎町		浜町1～3丁目		山野町
さ	栄町1～2丁目	東中山1～2丁目	わ	若松1～3丁目	
		東船橋1～7丁目			

指定地域一覧（湖沼水質保全特別措置法）

あ	大穴町	か	小室町	は	二和東 6 丁目
	大穴北 1～8 丁目	さ	咲が丘 1～4 丁目	ま	松が丘 1～5 丁目
	大穴南 1～5 丁目		神保町		三咲町
	大神保町		鈴身町		三咲 1～9 丁目
か	金堀町	た	高根台 1～6 丁目		や
	楠が山町		坪井町	みやぎ台 1～4 丁目	
	車方町		豊富町	八木が谷町	
	小野田町		坪井西 1～2 丁目	八木が谷 1～5 丁目	
	古和釜町		坪井東 1～6 丁目		
	高野台 1～5 丁目	な	習志野台 1～8 丁目		

未指定地域一覧

※東京湾総量削減計画に基づく指定地域及び湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域の
いずれにも該当しない地域

さ	新高根 3～5 丁目	は	二和東 1～5 丁目	や	薬円台 3～4 丁目
た	高根台 7 丁目		二和西 1～6 丁目		
な	習志野 1、3 丁目	ま	南三咲 1～2 丁目		

届出の概要

- ・経過（又は理由）

- ・汚水等の処理

- ・排水水の汚染状況及びその量

添付資料 (工場・事業場用)

案内図（縮尺は、2,500分の1とし公共用水域までの排水系路を赤色で示す。）	第 図
特定施設の設置場所（赤色で示す。）	第 図
特定施設の構造図	第 図
処理施設の設置場所（黄色で示す。）	第 図
処理施設のフローシート	第 図
処理施設の構造図	第 図
用排水系路図 ○用水系路（青色で示す。） ○汚水の集水系路（茶色で示す。） ○処理水等の排水系路（赤色で示す。） ○雨水の排水系路（緑色で示す。）	第 図
用排水フローチャート	第 表
特定施設を含む操業の系統	第 表
その他の図面、表 ()	第 図 第 表
処理施設の設計計算書及び実績書	資料
用排水量実績書又は見積書	資料
会社概要書	資料
会社組織表及び、保守管理組織表	資料
事故時の緊急連絡系統	資料
その他の資料 ()	資料

施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:	事業場名:	定期点検の方法			
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度	基準
床面および周囲	A	1	イ	以下のいずれにも該当 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造	/	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A	
			ロ	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)の設置					
		2	上記と同等の措置						措置に応じた項目
	3	床下が目視で点検できる		床下を目視点検		1回/月	A		
	B	1	イ	以下のいずれにも該当 ・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない		/	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
			ロ	本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置					
		2	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準は満たさないが、目視点検は可能				①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
C	上記基準は満たさない		/	①床面のひび割れ・被覆の損傷	①1回/月	C			
施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)			/	【施設下部の床面がA基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A		
					【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)	B		
(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)									
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。									

施設の構造基準等の確認表

施設名称:		施設番号:		事業場名:				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度
上配管等 (地)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。		①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A
			ロ	床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。				
	B	1		漏洩が目視で点検できること。		①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/6カ月 ②1回/6カ月	BC
C		上記基準は満たさない						
配管等 (地下配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不浸透性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること		①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A
			ロ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。				
			ハ	上記と同等の措置				
	B	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置されていること		①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置				
			ハ	上記と同等の措置				
	C		上記基準は満たさない					
排水溝等	A	1		必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れがなく、必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること		排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年(※)例外があるため条文参照	A
		2	上記と同等の措置					
	B	1		漏洩を検知できる装置の設置や排水溝等の流量の変化を検出する装置の設置		①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②排水溝等からの地下浸透の有無	①1回/6カ月 ②1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B
		2	上記と同等の措置					
	C		上記基準は満たさない				①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②水位の変動の確認による漏洩の有無等	①1回/月(※) ②1回/年(※)例外があるため条文参照

(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:		事業場名:								
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法								
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度	基準					
地下貯蔵施設	A	1	以下のいずれにも該当		/		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	A					
			イ	タンク室内に設置や2重構造等										
	ロ		施設外面に防食措置											
	ハ		貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等											
		2	上記と同等の措置					措置に応じた項目	措置に応じた内容	A				
	B	1	以下のいずれにも該当				/		地下貯蔵施設からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B			
			イ	貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等										
		ロ	漏洩を検知できる装置の設置や貯蔵施設における流量の変化を検出する装置の設置等											
		2	以下のいずれにも該当						イ	貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	B
			ロ	貯蔵施設内面にコーティングが施されていること										
上記と同等の措置														
C		上記基準は満たさない			地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)			C					

施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:		事業場名:		
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度
使用の方法	AB共通	1	イ	有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	/	①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。				
			ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。				
	2		使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。					
C			上記基準は満たさない	/	①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年	C	
(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)								
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。								

施設の構造基準等の確認表

【記載例】

施設番号(施設名称):No.1 (No.1メッキ施設)					施設番号: 66 事業場名:(株)千葉工業				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2 内容			項目	頻度	基準	
床面および周囲	A	1	以下いずれにも該当	/	B	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A	
			イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造	/					
		ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)の設置	/						
		2	上記と同等の措置	/			措置に応じた項目	措置に応じた内容	A
		3	床下が目視で点検できる	/			床下を目視点検	1回/月	A
	B	1	以下いずれにも該当	/		○	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
			イ ・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない	○					
		ロ 本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置	×		①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B		
	2	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準は満たさないが、目視点検は可能	○						
	C	上記基準は満たさない	/		①床面のひび割れ・被覆の損傷	①1回/月	C		
施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)			/		【施設下部の床面がA基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A	
						【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)	B	
(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)									
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。									

施設の構造基準等の確認表

【記載例】

施設番号(施設名称):No.1 (メッキ廃液配管)					施設番号: - 事業場名:(株)千葉工業							
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法						
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度	基準			
配管等 (地上配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	×	A	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A			
			ロ	床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。	○							
	B	1					①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/6カ月 ②1回/6カ月	BC			
	C		上記基準は満たさない									
配管等 (地下配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不透水性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	×	C	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A			
			ロ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	×					配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法 措置に応じた項目	1回/年(※)例外があるため条文参照	A
			ハ	上記と同等の措置	×							
	B	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置されていること	×		①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B			
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置	×					配管等からの漏洩の有無 措置に応じた項目	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B
			ハ	上記と同等の措置	×							
	C		上記基準は満たさない		配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法		1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	C				
	(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)											
	【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。											

施設番号(施設名称):No.1 (No.1メッキ施設)					施設番号: 66 事業場名:(株)千葉工業				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度	基準
使用の方法	AB共通	1	イ	以下のいずれにも該当 有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	○	C	①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	○				
			ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。	○				
			2	使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	×				
	C		上記基準は満たさない		①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか		①1回/年	C	
(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)									
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。									

【お問い合わせ先】

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

船橋市役所4階 環境部環境保全課 水質・地質係

電話番号：047-436-2456 FAX：047-436-2446

E-Mail：kankyohozen@city.funabashi.lg.jp